第八条第十四号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同条第二十号中「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に、「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

第九条第十七号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同条第十九号中「独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改め、同条第二十号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第二十条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三十条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三十四条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第四十五条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第五十六条第八号を削る。

第五十七条第七号中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改める。

第六十三条第四号及び第六号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

第六十八条第八号中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改める。

第六十九条第九号中「独立行政法人物質・材料研究機構」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構」に改める。

第七十二条第六号中「独立行政法人防災科学技術研究所」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所」に改める。

第七十三条第七号中「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改める。

第七十五条第九号及び第十号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

第七十六条第十二号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第七十七条第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第七十九条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第九十五条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とする。

第百条中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とする。

（独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第五十九条　独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令

第一条中「独立行政法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」に改め、同条の表中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改める。

第二条中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改める。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令の一部改正）

第六十条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令

第一条第一項中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。」に改め、同項第四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

第六条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

第七条第一項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改める。

（独立行政法人科学技術振興機構法施行令の一部改正）

第六十一条　独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令

第一条第一項中「独立行政法人科学技術振興機構法（」を「国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号。」に改め、同項第三号中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改める。

第九条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

第十二条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、同条第四項中「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

第十三条中「前条第三項」を「前条第四項」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

（独立行政法人理化学研究所法施行令の一部改正）

第六十二条　独立行政法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人理化学研究所法施行令

第一条第一項中「独立行政法人理化学研究所法（」を「国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号。」に改め、同項第三号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

（国立大学法人評価委員会令の一部改正）

第六十三条　国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「準用通則法（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下この条において同じ。）第三十二条第一項に規定する各事業年度に係る業務の実績」を「国立大学法人法第三十一条の二第一項に規定する同項各号に定める事項」に、「同条第三項」を「同法第三十一条の三第二項」に改め、同条第二項中「準用通則法第三十二条第三項」を「国立大学法人法第三十一条の三第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第三項を削る。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第六十四条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第二項」に改める。

第七条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。